

○西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱

平成25年12月24日西海市教育委員会告示第10号

改正

平成26年7月31日教委告示第7号
平成27年3月27日教委告示第1号
平成28年2月29日教委告示第3号
平成30年6月20日教委告示第6号
令和4年3月30日教委告示第4号
令和7年7月31日教委告示第8号

西海市子ども体験活動事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 西海市子ども夢基金条例施行規則（平成25年西海市規則第25号）第2条第1号の規定に基づき、市内の団体（以下「団体」という。）が自主的又は主体的に行う事業で、市内の子どもたちを対象に、体験及びスポーツ活動を通して豊かな自然及び文化を愛し、やさしく、賢く、たくましく育成する事業（以下「子ども体験活動事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲において、西海市子ども体験活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

（補助対象事業費等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助率等は、社会教育関係については別表第1に定めるとおりとし、スポーツ振興関係については別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当するときは、この補助金の交付の対象となる事業としない。

- (1) 他の補助金の交付を受けている事業又は他の補助金の交付の対象となる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 各種会議又は大会への出席等、娯楽のみにとどまる事業
- (4) 企業名の宣伝活動を助長する事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (6) 補助対象経費が50,000円未満の事業
- (7) 施設の整備や改修につながる事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の対象とすることが適当でないと認める事業

3 補助金の交付を受けることのできる団体は、第1項の規定による補助対象事業を実施する次の団体で、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体とする。

- (1) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人
- (3) 前2号に定めるもののほか、法人格を有しないが、補助活動を実施するための体制を有すると市長が認めた団体

4 補助金の交付を受ける団体は、補助対象事業の実施にあたり、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

- (1) は・あ・と・ふ・る運動（社会教育委員会（西海市社会教育委員会運営規則（平成17年西海市教育委員会規則第22号）第1条の規定による西海市社会教育委員会をいう。）で決定された西海市独自の市民運動で、やさしさあふれる魅力ある西海市となることを目指すための活動及び取組をいう。）の趣旨を理解し、啓発活動を行うこと。
- (2) 西海市子ども夢基金を活用した事業であることの周知を行うこと。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を申請しようとする団体は、毎年度市長が指定する日までに、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
 - (2) 事業収支予算書（様式第2号）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- （変更交付申請）

第4条 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、規則第4条第1項に定める補助金等変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次に定める変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費に係る変更が、経費区分間の増減にとどまる場合
 - (2) 変更の内容が、補助対象事業の目的の変更に至らない場合
- （実績報告）

第5条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業活動報告書（様式第3号）
- (2) 事業収支決算（見込）書（様式第4号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、規則第16条第2項の規定により概算払いの方法により交付することができる。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成25年度予算から適用する。

附 則(平成26年7月31日教委告示第7号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日教委告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年2月29日教委告示第3号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年6月20日教委告示第6号)

この告示は、告示の日から施行し、平成30年度予算から適用する。

附 則(令和4年3月30日教委告示第4号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月31日教委告示第8号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補助対象事業	対象者	補助対象経費	補助率 (%以内)	補助限度額 (千円)
自然体験活動	18歳以下の者(小学校就学の始期に達するまでの者(以下「小学校就学前子ども」という。)を除く。)	報償費(講師謝金及び賞品以外に係る経費については、3千円を限度とする。)、講師謝金、講師招へい旅費、消耗品費、賄材料費(一人1食当たり200円以内)、印刷製本費、役務費、委託料(公演事業に限る。)、使用料・賃借料、原材料費(3万円を限度とする。)	90	300
通学合宿	18歳以下の者(小学校就学前子どもを除く。)			200
科学体験活動	18歳以下の者(小学校就学前子どもを除く。)			300
交流活動	18歳以下の者(小学校就学前子どもを除く。)			200
社会奉仕活動	18歳以下の者(小学校就学前子どもを除く。)			100
職場体験活動	中学生			100
読書活動	18歳以下の者			200
文化活動	18歳以下の者(小学校就学前子どもを除く。)			300
芸術鑑賞活動	18歳以下の者(小学校就学前子どもを除く。)			1,000
補助金の額は、千円未満を切り捨てる。				

別表第2(第2条関係)

補助対象事業	対象者	補助対象経費	補助率 (%以内)	大会参加者数	補助限度額 (千円)
大会開催	小学生、中学生 (参加者数は、市 外参加者を含む。)	報償費(参加賞相 当分は除く。)、消 耗品費、賄材料費 (上限1万円)、印 刷製本費、役務 費、委託料、使用 料・賃借料、原材 料費	90	100名まで	50
				101~200名	60
				201~300名	70
				301~400名	80
				401~500名	90
				501名~	100
競技力向上のため の招へい	小学生、中学生、 高校生	講師謝金、講師招 へい旅費、報償 費、消耗品費、印 刷製本費、役務 費、委託料、使用 料・賃借料	90	制限なし	1,000
競技者育成のため の合同市内合宿	小学生、中学生、 高校生	報償費、旅費、消 耗品費、印刷製本 費、使用料・賃借 料	90	市内宿泊限定 1人1泊2,000円限 度で宿泊費の1/ 2以内とする。	100
1 補助金の額は、千円未満を切り捨てる。					
2 上記補助対象事業を2事業以上組み合わせた場合、補助限度額は全事業で100万円とする。					

事業計画書

事業名	
事業目的	
実施場所	
実施時期(期間)	
対象者	総数(予定) 人 (内青少年 人)
事業内容	
見込まれる事業の効果	

※要項等あれば添付すること。

事業収支予算書

収入の部

費 目	金 額	積 算 基 礎
市補助金 (a)		
団体支出金		
その他		
計		

支出の部

費 目	金 額	積 算 基 礎
補助対象経費	報償費	
	講師謝金	
	講師招聘旅費	
	消耗品費	
	賄材料費	
	印刷製本費	
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	計 (b)	
補助対象外経費		
	計	

※見積書などがあれば添付すること。

事業活動報告書

事業名	
事業目的	
実施場所	
実施時期(期間)	
対象者	総数(予定) 人 (内子ども 人)
事業内容	
事業の成果	

※実施状況写真・広報物などを添付すること。

事業収支決算(見込)書

収入の部

費 目	金 額	積 算 基 礎
市補助金 (a)		
団体支出金		
その他		
計		

支出の部

費 目	金 額	積 算 基 礎
補助対象経費	報償費	
	講師謝金	
	講師招聘旅費	
	消耗品費	
	賄材料費	
	印刷製本費	
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	計 (b)	
補助対象外経費		
	計	

※領収書の写しを必ず添付すること。